

用語集

<カタカナ>

[ア]

アウトプット仕様 (p.6)

事業の効果や成果を目安とした性能発注の仕様。PFI では、公共部門として政策意図の実現に必要なサービスの内容と水準を提示し、そのサービスを最も効率的かつ確実に提供する民間事業者に任せることになるため、提供されるサービスの質を仕様とする。

アドバイザー (p.26)

PFI 事業において求められる、財務、法務等の専門知識、経験等についてアドバイスする専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザーが挙げられる。

アベイラビリティ料 (p.73)

PFI 事業における民間事業者への支払方法の一つで、施設が利用可能な状態であることに対して、民間に支払われるサービス料。例えば、会議室の空調設備が壊れて利用不可能な場合は、アベイラビリティ料が減額されることになる。その他の支払方法として、パフォーマンス料、需要に応じた利用料がある。

インプット仕様 (p.6)

従来の公共事業において、事業者に提示する一般的な仕様を指す。仕様書で性能(アウトプット)を規定する PFI に対して、投入するもの(インプット)を規定する従来の方式をインプット仕様と呼ぶ。

[カ]

キャッシュフロー (p.69)

営業活動や資金調達、返済、設備投資などを通じて生じる現金の流れ。現金収支

公募型プロポーザル方式による随意契約

(p.35)

随意契約に該当する事業において、事業者から提案書の提出を受け、これを基に

審査し事業者を選定する方式。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号 (p.79~80) に該当する場合は、公募型プロポーザル方式による随意契約が可能であり、特に事業内容が複雑で提案書の比較が困難と想定される場合で、提案内容の調整等について交渉が可能なものは、公募型プロポーザル方式による随意契約の方が適切な場合がある。ただし、契約に当たっては自治事務次官通知第 5 に留意が必要(「地方公共団体における PFI 事業について」(平成 12 年 3 月 29 日自治事務次官通知))

コンセッション (Concession) (p.14)

民間事業者が公共施設等の設計、建設、資金調達、運営、維持管理を行い、利用者からの利用料金の徴収又は公共部門からの補助金との組合せにより回収する。公共部門が公共施設等を所有し、民間事業者に施設を使用する事業権を与える事業方式

[サ]

サービス購入型 (p.13)

PFI における事業形態の一つ。民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行い、公共部門がサービスの購入主体となる。投資資金は公共部門からの支払により回収する。その他の方式として、独立採算型とジョイントベンチャー型がある。

シナリオ分析 (p.61)

各リスク項目について、リスクが発生した場合の影響について幾つかのシナリオを想定し、それぞれのシナリオごとの影響金額と発生可能性を予想する方法。

ジョイントベンチャー型 (p.12)

PFI における事業形態の一つ。公共部門と民間双方の資金を用いて、公共施設等の設計、建設、運営、維持管理を行い、民間事業者が事業を主導する。投資資金は利用料金収入、公共部門による料金補助や事業費の一部負担などによって回収する。

[ハ]

パフォーマンス料 (p.73)

PF1 事業における民間事業者への支払方法の一つで、民間が提供する清掃等の維持管理・運營業務に対して民間に支払われるサービス料。例えば、トイレが契約で定める清潔さに保たれていない場合は、このパフォーマンス料が減額される。

バンディング・ストラクチャー (p.75)

需要リスクを官民で分担する仕組み。需要によって PF1 サービス料金の支払を上下させる場合、一定以下の需要になった際にも定められた最低限の支払を公共部門が保証する。逆に一定以上の需要になった場合においても、規定の額以上の支払を民間事業者に行わないといった仕組み

ベンチマーク (p.67)

例えば、インフレによって物価が上昇することに対処するため、消費者物価指数によって民間への支払額を毎年調整するなどの仕組みを組み込む場合がある。この場合、消費者物価指数に対して、どのように支払額が上下するかの設定をベンチマークと呼ぶ。

保留リスク (p.54)

公共部門が民間より効率的・効果的に管理できるリスクで、民間へ移転せずに従来どおり公共部門が保持し続けるものをいう。従来手法及び PF1 手法の双方において同額含まれ、PSC と PF1 事業の LCC を比較する際に影響を与えないため、通常 VFM の算定に含めない。

[マ]

モニタリング (p.47)

民間事業者から提供されるサービスが、契約内容どおり実行されているかどうかを監視すること。アウトプット仕様を基準として、モニタリングの結果を業績連動支払に反映させる仕組みを構築することができる。

モンテカルロシミュレーション (p.62)

リスクごとに発生する確率分布や各リスクの発生の相関を予想し、無作為なシナリオによる試行結果を分析する高度なリスクの定量化の手法

[ラ]

ライフサイクル (p.6)

事業における設計、建設、維持管理、運営といった全事業期間をさす。

ライフ・サイクル・コスト

(LCC: Life Cycle Cost) (p.1)

一般的には、事業の開始から終了までの経費を指す。PF1 手法を用いて事業を行う場合には、公共部門の負担見込額をいう。民間事業者が当該 PF1 事業に含まれる設計、建設、維持管理、運営の各段階のすべてを一元的に実施するものと想定し、民間事業者が当該事業を行う場合の費用を各段階ごとに推定し、積み上げたうえで、公共部門が事業期間全体を通じて負担する費用を算定して算出する。

リスク (p.3)

事故、需要や物価、金利の変動、測量・調査のミスによる計画・仕様の変更、工事遅延による工事費の増大、事業開始の遅れ、関係法令や税制の変更等といった予測できない事態により損失を及ぼすおそれのある不確定要素をいう。

リスク調整額 (p.53)

PF1 事業の LCC には、PF1 事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価が含まれているため、PSC の算定において、事業に関連するリスクのうち、PF1 による場合に公共部門から民間事業者に移転されるリスクを定量化し、現在価値に換算したものをいう。

リスク分析 (p.58)

PSC を構成するリスク調整額を算定する一連の分析を指す。リスク分析に当たっては、
リスク認定 リスク重要度の査定 リスク軽減策の検討 リスク配分の検討
リスク定量化 リスク調整額の算出 という手順を踏む。

リスクワークショップ (p.23)

プロジェクトに関連する専門家を集めたリスクに関する検討会議。公共部門の担当者、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー、保険専門家、類似の公共施設の管理者などで構成される。リスクの洗い出しや分担、また定量化に係る前提条件等に関して検討を行う。

< アルファベット >

B L O (Build Lease Operate) (p.14)

民間事業者が建設 (Build) した施設を、民間事業者が公共部門にリース (Lease) し、民間事業者がその施設の運営 (Operate) ・管理を行う方式

B L T (Build Lease Transfer) (p.15)

民間事業者が建設 (Build) した施設を、公共部門に一定期間リース (Lease) し、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後、公共部門に施設の所有権を移管 (Transfer) する方式

B O O (Build Own Operate) (p.14)

民間事業者が施設を建設 (Build) し、そのまま保有 (Own) し続け、運営 (Operate) ・管理を行う方式

B O T (Build Operate Transfer) (p.14)

民間事業者が施設を建設 (Build) し、契約期間にわたる運営 (Operate) ・管理を行って、事業期間終了後、公共部門に施設を移管 (Transfer) する方式で、民間事業者による事業資産の一体的な所有が制度上可能な場合に成立するもの

B T O (Build Transfer Operate) (p.14)

民間事業者が施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共部門に移管 (Transfer) したうえで、民間事業者がその施設の運営 (Operate) ・管理を行う方式

D B (p.14)

民間事業者が公共施設等の設計、建設を行う。一般的には契約金額を固定し、民間事業者が建設コスト超過等のリスクを負う。公共部門は、公共施設の建設に係る資金調達、運営を行い、施設を所有する。

D B O (p.14)

民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理を行う。公共部門は、公共施設の建設に係る資金調達を行い、施設を所有する。

D B F O (p.14)

民間事業者が公共施設等の設計、建設、資金調達、運営、維持管理を行う。公共部門は、民間事業者にサービスの提供度合いや利用者数に応じて代金を支払う。

P F I (private Finance Initiative)

(p.1)

従来、公共部門によって行われてきた公共施設等の建設、設計、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい事業手法

P S C (Public Sector Comparator) (p.1)

従来型の整備手法により公共部門が直営で事業を行った場合の設計・建設費や維持管理・運営費など事業期間全体の予想コスト

P - I 法 (p.59)

リスクの発生する可能性 (Probability) とリスクが発生した場合の影響度 (Impact) を幾つかの段階に分けて、それぞれの段階ごとに設定した点数の積を各リスク項目の点数とする方法。リスクの重要度の査定に用いる。

S P C (特別目的会社) (p.2)

民間事業者の出資によって設立される事業目的を特定した会社。PFI 事業の場合は、通常、PFI 事業に参加する複数の企業が出資して、PFI 事業を遂行するための SPC を設立し、公共部門は、その SPC と PFI 事業に係る長期の事業契約を締結する。

V F M (Value For Money) (p.1)

PFI における最も重要な概念であり、支払に対して最も価値の高いサービスを提供しようとする考え方。例えば、同一目的の 2 つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する事業をもう一方の事業より「VFM がある」という。したがって、「同一のコストの下で、より質の高いサービスを提供する」又は「同一水準のサービスならば、より低いコストで提供する」方に VFM があることになる。

VFM の評価は、通常、従来型の整備手法により事業を行った場合の設計、建設費や維持管理、運営費など事業期間全体における予想コストと、PFI 手法を用いて事業を行った場合の公共部門の負担見込額を比較して行う。